

市が提案を期待する付帯事業について
(令和4年7月4日修正版)

1. 地域の子育て環境の充実に資する事業

【事業例】長期休業中（主に夏休み）の学童保育（放課後児童クラブ）への配食サービス

①事業の目的

- ・長期休業期間中における給食センター施設の有効活用を図り、学童保育を利用する世帯の保護者負担を軽減する。

②想定条件

- ・実施期間は長期休業期間中の月曜日から金曜日（お盆、年末年始等除く）とする。
- ・注文の受付・利用料の徴収は、学童保育施設との連携のもと、事業者が直接行う。
- ・利用料は、神戸市内の学童保育施設における実施例を参考とし、利用しやすい金額とする。
- ・配送場所（食数）は、事業者が計画決定する。
- ・献立の作成、食材の調達は事業者が行う。（可能な範囲でアレルギー対応も行うこと）
- ・配食サービスの形態は、以下のいずれかとする。こと。
 - a. 使い捨て弁当容器を使用し、個別に氏名を記入したシールを貼り付けるなど、配布時に注文者がわかるようにする。
 - b. 本事業の給食で使用している食缶・食器を使い、給食と同じような形態で食事を提供する。なお、当該形態で配食サービスをする場合、配送・配膳・回収・洗浄等も実施すること。また、注文者の識別方法は提案によるものとする。

2. 食を通じた健康づくりに資する事業

【事業例】親子料理セミナーや食育講座等を通じた地域住民への食育の推進

①事業の目的

- ・セミナーや講座等の事業を通じて、地域住民の食生活や健康づくりへの関心を高める。

②想定条件

- ・実施期間は給食センターの稼働時間内、及び土曜日または日曜日（年数回程度）とする。
- ・利用料等を徴収する場合は、事業者が直接徴収する。

3. 地域コミュニティの活性化や地域福祉の向上に資する事業

【事業例】地域住民が集う場としての給食センター施設の提供や、給食体験会の実施など

①事業の目的

- ・地域住民が給食センター施設に集ったり、給食に関連する事業に参加すること等を通じて、地域コミュニティの活性化や地域福祉の向上に寄与する。

②想定条件

- ・実施期間は給食センターの稼働時間内を基本とする。
- ・利用料等を徴収する場合は、事業者が直接徴収する。

※留意事項

- ・付帯事業は事業者の自主事業とすること。
- ・本事業である給食の実施に影響が生じないようにすること。
- ・給食センター施設及び設備の全部又は一部を使用すること。
- ・利用者から徴収した費用等で事業が成立すること。
- ・事業期間内に当該付帯事業を中止する場合は、事前に市と協議すること。
- ・上記の事業は例であり、事業者自らの企画による事業提案を妨げるものではないこと。

※入札説明書等の公表時からの修正箇所は黄色の網掛けとしている。